

【令和8年3月31日公布 令和8年三浦市条例第12号】

三浦市市税条例の一部を改正する条例

三浦市市税条例（昭和49年三浦市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条中「の種別割」を削る。

第26条の2及び第26条の3を削る。

第27条から第30条までの規定（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第4条の5第1項中「法」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の法（以下「令和8年旧法」という。）」に改め、同条第2項から第13項までの規定中「法」を「令和8年旧法」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同条第15項中「法」を「令和8年旧法」に改める。

附則第8条の2から第8条の5までを削る。

附則第9条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の三浦市市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

3 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。